



よしむらみき  
**吉村美紀**

文京区議会議員・行政書士

**【常任委員会】**

- ・文教委員会 委員(2019年5月～2021年6月)
- ・建設委員会 委員(2021年6月～2023年4月)
- ・厚生委員会 委員長(2023年5月～2025年6月)
- ・総務区民委員会 委員長(2025年6月～)

**【特別委員会】**

- ・自治制度・地域振興調査特別委員会 委員 (2019年5月～2021年6月)
- ・災害対策調査特別委員会 委員(2021年6月～2023年4月)
- ・子ども・子育て支援調査特別委員会 委員(2023年5月～2025年6月)
- ・自治制度・地域振興調査特別委員会 委員 (2025年6月～)
- ・災害対策調査特別委員会 理事 (2025年6月～)
- ・2018/平成30年度決算審査特別委員会 委員
- ・2020/令和2年度予算審査特別委員会 委員
- ・2021/令和3年度予算審査特別委員会 委員
- ・2021/令和3年度決算審査特別委員会 副委員長
- ・2022/令和4年度予算審査特別委員会 委員
- ・2024/令和6年度予算審査特別委員会 委員
- ・2025/令和7年度予算審査特別委員会 委員

# 吉村美紀 一般質問

2025/令和7年11月 定例議会



2025年12月1日 自由民主党文京区議会を代表し、定例議会にて一般質問をいたしましたので、ご報告させていただきます。

自由民主党の吉村美紀です。

令和7年11月定例議会にあたり、会派を代表して質問させていただきます。

私からは、

- ①女性活躍推進について
- ②離婚後の共同親権制度施行に伴う文京区への影響について
- ③認知症施策の推進について
- ④介護サービスの事業者に対する支援について
- ⑤文京区市民後見人と専門職との連携について
- ⑥文京区におけるDXの更なる推進について
- ⑦区内初となる屋内遊び場開設に向けた取組について
- ⑧地域の子どもの更なる居場所の充実について
- ⑨教育費負担を軽減する施策の策定について

以上9項目について質問させていただきます。区長、教育長の前向きなご答弁を期待しております。

## ①女性活躍推進について

まず初めに、女性活躍推進について質問させていただきます。

令和7年10月21日、内閣制度140年の歴史上初の女性総理大臣が誕生いたしました。

政治分野における男女平等参画の状況として、日本では女性国会議員比率が諸外国に比較して低く、女性国会議員を増やす施策を各党が打ち立てているところではありますが、その道筋は険しいものとなっております。2025年の「ジェンダー・ギャップ報告書」によると、日本の男女平等ランキングは148カ国中118位でありG7諸国の中では最下位となっております。この順位は、特に「政治参加」や「経済」の分野における男女格差の大きさが影響しているということです。

このような情勢の中、我が国において女性総理大臣が誕生したということは画期的な出来事であり、我が国の女性活躍を推進させる契機となるものであると確信しております。

文京区における文京区男女平等参画推進計画は5か年計画となりますが、令和9年に改訂となります。文京区男女平等参画推進計画の中には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定された「女性活躍推進計画」も含まれております。令和4年度から令和8年度までの施行となっている文京区男女平等参画推進計画及び女性活躍推進計画の現状及び、令和9年度から令和13年度までの期間で施行されることになる同計画の今後の展望について区のお考えをお聞かせください。

国に留まらず、自治体レベルでも、女性活躍の更なる推進を図っていただきたいと思いますし、今後の取組に期待をしております。

続きまして、文京区における女性の管理職割合について質問させていただきます。

文京区では令和 7 年 4 月 1 日現在女性の管理職は 10 名、割合としては 11.8%であり東京 23 区の中でも低い数字となっております。管理職になるか否かということは、本人の自由意志であるため一概には言えませんが、女性も管理職を目指したくなるような環境整備は必要であると考えます。働く環境整備という観点では、庁内におけるワーク・ライフ・バランスへの理解を深めることも重要です。そこで、庁内におけるワーク・ライフ・バランスを意識した取組の現状及び今後の方針についてお聞かせください。

男性であっても、女性であっても、能力に即した処遇を行うのは当然の前提ではありますが、仮に女性職員が今後の自分自身の方向性を考える際に何らかの不安を感じているような場合には、その不安の原因をしっかりと聞いて分析し、一緒になって将来を考えていってあげられるような職場環境であってほしいと願っております。区のお考えをお聞かせください。

女性が活躍するためには、悩み苦しんでいる女性の支援を積極的に行っていくことも必要です。文京区では、女性のほほえみ支援ネットワーク事業を実施しており、「困ったこと・悩んでいることがある女性が、安心して自立した生活を送れるように、様々な関係機関と連携し、支援してい」くとしております。

さらに、文京区では令和 7 年度より重層的支援体制整備事業も実施され、「支援が必要な方の状況に応じて各分野の機関が連携し、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、孤立している人を取り残さない地域づくりを目指」してしております。

そこで質問なのですが、女性の方が、パートナーやご家族のこと等複合的な問題があり、相談窓口を訪れた際には、どのような流れで重層的支援体制整備事業につながっていくのでしょうか。また、今年度から本件事業を開始されておりますが、庁内にて連携を図り、部署を跨いで複合的に相談支援につながった実績はどのようなものでしょうか。

異なる事業間ではありますが、庁内の更なる連携を期待しております。

## ②離婚後の共同親権制度施行に伴う文京区への影響について

続きまして、離婚後の共同親権制度施行に伴う文京区の対応について質問させていただきます。

民法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 33 号）が令和 8 年 4 月 1 日に施行されます。この法律は、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化すると共に、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定を見直すというものです。どの項目も重要であるといえますが、共同親権制度の導入は特に注視すべき項目であると考えます。離婚する父母は、共同親権を選択することができるようになり、また、監護の分掌も選択できるようになりました。

そして、改正民法 7 6 6 条 1 項にて「父母が協議上の離婚をするときは、」子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」との文言が明記され、かつ、改正民法 8 1 8 条 1 項にて、「親権は、成年に達しない子について、その子の利益のために行使しなければならない。」という文言も明記され、親権を子の利益のために行使することが親権者の義務として規定もされました。

文京区においては、共同親権制度導入を含め、今回の民法改正について区民がその内容を正確に理解

し、「子どもの最善の利益」を考えていくことができるよう、区報への掲載、チラシの配布、冊子の作成等、広く周知啓発を行っていただきたいと思っておりますが、区のお考えをお聞かせください。

区では、「離婚後の子どもの養育についてのガイドブック」を作成していただいているところですが、このガイドブックは改正民法についても触れられており、全体的にイラストもたくさん使用し視覚的にもわかりやすく作成していただいているものと評価しております。改正民法施行後には、適時冊子を改訂して、広く配布していただきたいと思っておりますが、区のお考えをお聞かせください。

共同親権制度導入に伴い、改正民法施行後には家庭裁判所が、子ども自身やその親族の申立てに基づいて、または子の利益のための必要性を踏まえて、親権者を単独親権から共同親権に変更する場合も生じます。そのような場合に、居住等している自治体である文京区に相談をしてくる当事者も多数いらっしゃると思われれます。

文京区では、「子どものための離婚前後の法律専門相談」や「子どもの最善の利益を守る法律専門相談」を開催していただいておりますが、令和8年度には重点施策の一環として（仮称）こどもの権利擁護委員を設置すると共に、（仮称）こどもの権利擁護委員が相談対応する相談窓口も開設されることとです。

例えば、こどもの権利擁護委員を設置している世田谷区では、学識経験者2名及び弁護士1名の計3名がこどもの権利擁護委員に就任しており、江戸川区では、学識経験者1名、弁護士3名、公認心理士1名の計5名がこどもの権利擁護委員に就任しております。文京区としてはどのような人選で何名くらいを想定しているのか、区のお考えをお聞かせください。相談窓口については、オンラインでの相談も可能としていただきたいと思っております。

今後、改正民法施行に伴い、区への相談も多くなることが想定されることから、相談窓口が多いこと自体は良いことであると考えますが、文京区では、先に述べた「子どものための離婚前後の法律専門相談」及び「子どもの最善の利益を守る法律専門相談」が既に存在しておりますので、区民がどの窓口を選択すれば良いのかわからなくならないよう、それらの相談窓口の住み分け等についてしっかりと広報をしていただければと思っております。

そして、相談内容に応じて必要な場合には相談窓口相互間の連携を図っていただきたいと思っておりますが、今後区としてどのように取組んでいかれるのか、区のお考えをお聞かせください。

### ③認知症施策の推進について

続きまして、認知症施策の推進について質問させていただきます。

文京区における令和6年度末の住民登録人口は235,380名、そのうち高齢者人口は43,824名、高齢化率は18.6%となっており、今後も高齢者人口の増加が見込まれております。高齢者になるほど認知症になる人の割合も高くなるともいわれていることから、認知症施策の重要性も増しています。

文京区では、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた

切れ目ない支援の取り組みを推進」しております。そして、「認知症の本人や家族の不安・孤独感に寄り添うため、普段から身近に通うことができる居場所づくりや、認知症サポーター等によるボランティア活動の取り組みを推進し地域における助け合い・支え合いの輪を拡げ」いただいております。

それらの事業を積極的に実施することにより、「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる」文京区であり続けられるよう、より一層の努力をしていただきたいと思います。

文京区では、第 10 期高齢者・介護保険事業計画に、認知症施策推進計画を包含して策定すると聞いております。第 9 期高齢者・介護保険事業計画は令和 8 年度までの 3 か年計画であり、第 10 期高齢者・介護保険事業計画は令和 9 年度より実施されます。当該推進計画の効果及び今後の展望について区のお考えをお聞かせください。

認知症当事者の介護者である家族のケアも、本人のケア同様に重要です。文京区では、認知症家族交流会及び介護者教室等の開催をしていただいておりますが、認知症家族交流会は令和 6 年度の参加人数は延べ 53 名、介護者教室の令和 6 年度の参加人数は延べ 159 名となっております。この数字は、実際に存在する認知症当事者の家族数に比して少ないと思われるため、家族をケアするための場をもっと作っていくべきなのではないかと考えております。

認知症当事者の家族には、本人の症例によって異なるものの、日頃から本人のケアに追われ、本人から目を離すこともできず、介護の辛さ等を吐き出す時間や場所もないという方もいらっしゃるはずです。本人がいない場所で、家族が本音を口に出し相談することのできるような環境をもっと増やしていくべきであると考えておりますが、認知症当事者の家族を対象とした事業の効果及び今後の展望について区のお考えをお聞かせください。

#### ④介護サービスの事業者に対する支援について

続きまして、介護サービスの事業者に対する支援について質問させていただきます。

原油価格や物価が高騰している状況が継続している昨今、その影響は介護サービス事業者にも重くのしかかっております。

介護サービスの基本報酬は、3 か年ごとにその時々々の社会情勢や環境の変化に対応できるように見直しが行われているところですが、令和 6 年度に改定が行われたため、次回の改定は令和 9 年度となります。文京区においても、「文の京」ハートフルプラン高齢者・介護保険事業計画が令和 6 年度から令和 8 年度まで実施されているところであり、令和 9 年度より新たな事業計画が策定となるため、改定の際には介護サービス事業者を取り巻く厳しい社会情勢が考慮されるのではないかと予測されます。現在、国において介護報酬の臨時改定も検討されている状況もありますが、しかしながら、その間にも、事業者の厳しい経営状況は継続しております。区が物価高騰支援をはじめとした、各種事業者支援を継続していることを改めて評価しますが、更なる支援が必要であると考えております。支援の対象をきめ細かく見極め介護基盤が安定的に運用されるように検討していただきたいと思います。区のお考えをお聞かせください。

## ⑤文京区市民後見人と専門職との連携について

続きまして、文京区市民後見人と専門職との連携について質問させていただきます。

文京区における成年後見制度利用支援事業については、文京区社会福祉協議会が中核機関として機能しておりますが、令和7年度より新たな取組として「文京区市民後見人養成講座」が実施されております。市民後見人養成講座は、専門職後見人や親族等ではない地域住民が受講し、成年後見制度に関する必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけることを目的としております。講座の受講後は、選考を経て市民後見人候補者名簿に登載され、家庭裁判所による選任を受けてから、成年後見人としての活動が始まることとなります。

超高齢社会において、成年後見制度の積極的活用は本人の尊厳等を守るためにも重要です。成年後見制度等の知識を有する地域住民が増えることは、文京区としても良いことであるといえます。しかしながら、成年後見人には非常に重い責任が課せられており、専門的な知識も必要であるといえることから、当該講座を受講したのみの区民が一人で成年後見人として業務を行うことは困難が予測されます。そのため、文京区市民後見人が実務を担うような場合には、受任形態や活動支援において、専門職との連携協力を図るべきではないかと考えますが、区のお考えをお聞かせください。

## ⑥文京区におけるDXの更なる推進について

続きまして、文京区におけるDXの更なる推進について質問させていただきます。

まず初めに、自治体DXの更なる推進についてですが、先日、総務区民委員会にて岡山県総社市に赴き総社市におけるDX推進の取組について視察をしてまいりました。その代表的な取組としては、住民が市のLINE公式アカウントからプッシュ型通知サービスの事前登録を行うと市のデータベースに基本4情報が格納され、例えば住民税非課税世帯向けの給付金について該当者に申請フォームをLINE公式アカウントからプッシュ通知をすることにより、該当者は当該通知をオンライン上で確認するだけで手続きが完結するという「スマホ市役所」があげられます。その手続きはとても簡便であり市民の利便性向上に資する取組であるといえます。

文京区でも、子育て支援課が所管となる臨時交付金給付にてLINEを活用した給付申請を行っているところですが、全庁的には主としてLogoフォームを活用した電子申請手続きを推進しております。総社市においても、やはり主としてLogoフォームを活用しているというところは同様ですが、LINEを活用した電子申請も広く活用しているという点で文京区とは異なります。文京区にもLINE公式アカウントは存在しており、各種行政サービスが検索できる仕組みになっておりますが、その画面から各種手続きを電子申請することはできません。文京区でも、総社市の「スマホ市役所」のようなシステムを導入していただきたいのですが、区のお考えをお聞かせください。

続きまして、生成AIの活用について質問させていただきます。

令和7年4月1日より文京区では新たな生成AIサービスを導入しているところですが、今回の導入が

区における生成 A I の利活用にどのように生かされていくのか、区のお考えをお聞かせください。生成 A I の利活用は区民向けの行政サービスだけに留まらず、職員の作業効率を向上させるような利活用も実践できます。文京区では、令和 6 年度より庁内にて生成 A I を活用しておりますが、今後も研究を続け、区民、そして職員の利便性向上のためにも積極的に生成 A I を活用していただきたいと思います。

続きまして、自治体窓口 D X の推進について質問させていただきます。

令和 5 年 11 月本会議一般質問にて、自治体窓口 D X の導入について質問をさせていただきました。文京区では、おくやみコーナーにて自治体窓口 D X を導入しておりますが、他の窓口業務にも幅広く自治体窓口 D X を導入していただきたいと思います。当時のご答弁では、「自治体窓口 D X について、実証実験の実施や他自治体の取組等を参考にしながら検討を行っております。」とのことでしたが、検討状況について区のお考えをお聞かせください。

続きまして、電子申請フォーマットの代理人欄作成について質問させていただきます。

令和 6 年 11 月の本会議一般質問にて、Logo フォームを活用した電子申請手続における代理人欄作成について質問させていただきましたが、その後所管課によっては実装していただいております。不正な代理人申請が問題となりうるため代理人申請の場合は窓口や郵送のみで対応している電子申請手続もいまだあるようですが、行政書士等の専門家が業として申請する場合には、資格登録番号や資格証等をフォーマットに格納する等工夫をしていただければと思います。Logo フォームのシステム上そのような運用が可能であるということを各所管課に今一度周知していただき、また、電子申請システムを所管する情報政策課においては職員の伴奏型支援もしていただきたいと思います。区のお考えをお聞かせください。

今後も Logo フォームだけでなく、新たな電子申請システムを導入する際には、専門職その他、申請内容に合わせて代理人申請ができる作りをしていただければと思います。今後も、自治体 D X の更なる推進に期待しております。

## ⑦ 区内初となる屋内遊び場開設に向けた取組について

続きまして、区内初となる屋内遊び場開設に向けた取組について質問させていただきます。

建物の老朽化に伴い湯島総合センターを建替える際に、導入機能の 1 つとして屋内遊び場を整備することとなっておりますが、屋内遊び場は天候を気にせず遊べる空間であり全国的にもその需要は増していることから、区内初の屋内遊び場の整備がなされることを評価しております。

この屋内遊び場については、①体を使った遊びの楽しさを体験できる場、②教育のまちとして考える力を育む場、③安全、安心に遊べる場、④自然を感じられる場、という 4 点のコンセプトを実現するため求められる基本的な機能を備えるものとなっております。特に④の自然を感じられる場という観点では、「木の温もりを感じられる遊具やおもちゃ、内装」が取り入れられることとなっております。私は令和 4 年 9 月本会議一般質問にて、「今後は」「子ども関連施設にまで木のおもちゃの導入拠点を広げていただきたい」旨質問させていただいたこともあり、今回の屋内遊び場にも木育の視点が取り入れられることを嬉しく思っております。

昨年度、会派にて「はこだてキッズプラザ」及び「はこだて未来館」の視察にいてまいりました。屋内遊び場である、はこだてキッズプラザでは「子ども及びその保護者に対して遊びを通じて交流する場、子育てを支援する場を提供する」というコンセプトも有しており、文京区でもそのような場の提供という意味合いも有することになると思われ、その機能に期待しております。また、はこだて未来館では「先端技術を使ったここでしかできないコンテンツ体験」をコンセプトとされており、館内では先端技術に触れる機会がたくさん創出されておりました。文京区の屋内遊び場についても、「デジタル技術の活用等により、多様な遊びができる空間」を基本的な機能として掲げており、小さい頃からデジタル技術に触れながら遊ぶ環境の整備は子どもの養育環境としても適していると考えられるため、その効果に期待しております。

今回の屋内遊び場の整備については、先ほど述べたように区内初ということもあり、文京区においても区民の意見をしっかりと反映させた事業計画を策定するべきであると考えますが、具体的にはどのようなプロセスを経て区は検討を進めてきたのか、また、今後の展望についてお聞かせください。

この屋内遊び場の開設が、文京区にとってかけがえのない場となるものと期待しております。

## ⑧地域の子どものも更なる居場所の充実について

続きまして、地域の子どものも更なる居場所の充実について質問させていただきます。

現在、子ども家庭支援センターの相談回数は、直近5年間で35,000件から40,000件で推移し、高止まりの状況となっております。また、今年度から開設した文京区の児童相談所の一時保護児童数も、4月の開所から9月までの半年間で95名を受け入れ、10名の定員を超える日も少なくないと聞いております。

児童虐待の未然防止や孤立する子育て家庭を早期に発見するため、これまで、区によるきめ細かな対策を様々展開しておりますが、区のみならず、地域資源を活用した居場所の更なる充実や、地域の団体との連携がより重要になってきていると感じています。

国においても、子ども家庭庁主導により、支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくるため、地域団体との支援体制の強化や見守り体制の強化に向けた、様々な補助事業にも力を入れているところです。

文京区においても、支援が必要な子どもの早期発見等に向け、地域人材や地域団体を活用した、更なる子どもの居場所の充実を図るべきだと考えますが、区のお考えをお聞かせください。

## ⑨教育費負担を軽減する施策の策定について

続きまして、教育費負担を軽減する施策の策定について質問させていただきます。

先ほど述べさせていただきましたが、昨今、原油価格や物価が高騰している状況が継続しており、区民の皆さまの生活にもそれらの影響が重くのしかかってきております。私自身、日頃より子育て世帯の方々とお会いした際、今の暮らしや未来への不安を口にされる方もいらっしゃいます。「子育てや教育にお金がかかる」という言葉も耳にいたします。

「今の暮らしや未来への不安を希望に変え」るためにも、文京区において今までより以上に子育て世帯への支援、特に教育にかかる費用等の支援を実施していくべきであると考えますが区のお考えをお聞かせください。

以上にて、私の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

以上



よしむらみき  
**吉村美紀**  
文京区議会議員・行政書士

**【常任委員会】**

- ・文教委員会 委員(2019年5月～2021年6月)
- ・建設委員会 委員(2021年6月～2023年4月)
- ・厚生委員会 委員長(2023年5月～2025年6月)
- ・総務区民委員会 委員(2025年6月～)

**【特別委員会】**

- ・自治制度・地域振興調査特別委員会 委員 (2019年5月～2021年6月)
- ・災害対策調査特別委員会 委員(2021年6月～2023年4月)
- ・子ども・子育て支援調査特別委員会 委員(2023年5月～2025年6月)
- ・自治制度・地域振興調査特別委員会 委員 (2025年6月～)
- ・災害対策調査特別委員会 理事 (2025年6月～)
- ・2018/平成30年度決算審査特別委員会 委員
- ・2020/令和2年度予算審査特別委員会 委員
- ・2021/令和3年度予算審査特別委員会 委員
- ・2021/令和3年度決算審査特別委員会 副委員長
- ・2022/令和4年度予算審査特別委員会 委員
- ・2024/令和6年度予算審査特別委員会 委員
- ・2025/令和7年度予算審査特別委員会 委員